

発議第4号

シルバー人材センターの安定的な事業運営に対する支援を求める意見書の提出について

シルバー人材センターの安定的な事業運営に対する支援を求める意見書を次のとおり提出しようとする。

令和4年6月27日提出

提出者 伊賀市議会議員

市川 岳人

北森 徹

宮崎 栄樹

山下 典子

赤堀 久実

田中 覚

百上 真奈

記

## シルバー人材センターの安定的な事業運営に対する支援を求める意見書

国においては、令和元年(2019年)10月の消費税率10%への引上げ、軽減税率の導入に併せて令和5年(2023年)10月から消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度(適格請求書等保存方式)が導入される。

これまで基準期間の課税売上高が1,000万円以下の事業者であれば消費税の納税は免除されているが、インボイス制度の登録事業者になれば売上高にかかわらず会員は課税事業者となる。

例えば、全国約70万人のシルバー人材センター(以下「センター」という。)の会員も請負、委任契約の場合、納税義務者の対象となる。

センターは、地域に密着した就業機会を提供することにより、高齢者の社会参加の促進、生きがいの充実、健康の保持増進、ひいては地域社会の活性化に繋がっており、医療費や介護費用の削減に貢献しているところである。

今回のインボイス制度の導入で免税事業者であるセンター会員はインボイスを発行することができないためセンターは仕入税額控除ができなくなり、新たに預かり消費税分を納税する必要が生じる。

インボイス制度をそのまま適用することは、地域社会に貢献しようと努力している高齢者の地域社会での活力低下をもたらすものと懸念される。

よって、センターにとって新たな税負担は、会員にとって大きな影響があり存続の危機となるため、センターに負担を強いるような事態を避け、引き続き安定的な事業運営が可能となるよう必要な措置を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年6月27日

三重県伊賀市議会

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

国税庁長官

厚生労働大臣

経済産業大臣 宛